

税務・人事労務ワンポイント (374)

コロナ禍での医業経営

税理士 嶋 賢治

医療機関の新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策は大変なもので、
コロナ禍での医業経営は関係者に感染者を出さないことが最大の

ポイントですが、収入のダウンをどう補うかもまた大きな問題です。収入を補う点からの国のコロナ対策としては、持続化給付金として収入が前年同月比50%以上減少している事業者の方に、法人200万円・個人100万円の給付金を支給する制度があります。収入が50%までは落ちていないが、20%以上は落ちているという場合は、長崎市の事業持続化支援金制度があります。

これまで対策費用に關する助成金は医業や建設業を除いたところでの制度でした。ところが、最近「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」として、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取り組みを行う病院・診療所・薬局等に対し、感染拡大防止や診療体制確保などに要する費用の補助をする制度が厚労省から発表されました。

・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助するものとして、補助の対象経費としては感染防止のためのマスクをはじめ個人防護具の購入費用から電話等情報通信機器を用いた診療体制の確保、新型コロナウイルス疑いの患者さんとその他の患者さんが混在しないような動線の確保のための改修費や共通して触れる部分の定期的・頻回な清掃・消毒などの環境整備等多岐にわたります。

もに有床の診療所は200万円、無床の診療所は100万円です。この申請は医療機関ごとになりますので、医療法人で複数の機関があればそれぞれ申請できます。今年の4月1日から来年の3月31日までにかかる費用が対象ですが、申請は1回限りしかできませんので、どの費用に充てるか十分検討する必要があります。さらにどんなに小さな支出でも対象になるので、4月1日以降の領収書をしっかりと溜めておき、期限ギリギリの申請が肝要ではないでしょうか。

なお、窓口は県の医療政策課になりますので、県のホームページでご確認の上、不明点があれば直接お問い合わせください。

医療従事者への慰労金
さらに福利厚生対策として、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業での慰労金の支給があります。この制度は感染リスクなど厳しい環境の中、患者と接する医療従事者・職員に対して国が慰労金を支給するものです。

都道府県から役割を設定された医療機関に勤務し、患者さんと接する医療従事者や職員は一人20万円ですが、そうでない病院や診療所で医療に従事し、コロナ罹患者でない一般の患者さんと接する人も一人当たり5万円の慰労金が出ます。医療スタッフは当然ながらその他事務職でも患者さんとの接触があれば対象となるし、勤務時間に関係なくパートであっても今年3月14日から6月30日までの間に10日以上勤務すれば対象になるとい、かなり枠を広げた制度です。

この二つの支援金も慰労金も、申請書は原則としてオンラインにより国保連合会に提出します。その後県が申請内容を確認後に交付決定し、国保連合会から通常診療収入が振り込まれる口座に入金することになります。

税務・人事労務ワンポイント
バックナンバーを
協会ホームページで公開中

https://www.vidro.gr.jp/one_point/

※無断転載禁止